

議案第 1 2 号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例等の一部を改正する条例について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和 5 0 年小松島市条例第 4 1 号）等の一部を別紙のように改正する。

平成 2 8 年 3 月 4 日提出

小松島市長 濱 田 保 徳

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例等の一部を改正する条例

(小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部改正)

第1条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の147.5」を「100分の150」に，「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附則に次の1項を加える。

22 平成28年4月1日から平成29年2月2日までの間における市長の給料は，第2条の規定にかかわらず，別表に規定する給料月額から当該給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じた額とする。

(旧小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第3条 小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例を廃止する条例（平成27年小松島市条例第7号）附則第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（昭和27年小松島市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の小松島市長，副市長及び教育長の給与条例及び第3条の規定による改正後の旧小松島市教育委員会教育長の給与に関する条例（以下これらを「市長等給与条例」という。）の規定は，平成2

7年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の市長等給与条例の規定を適用する場合には、第1条及び第3条の規定による改正前の市長等給与条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の市長等給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。